

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## ◆ 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤合わせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています

## ◆ DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせる『DPC 対象病院』となっています。

※医療機関別係数 1.6123 (基礎係数 1.0583+機能評価係数 I 0.4167+機能評価係数 II 0.1012+救急補正係数 0.0361)

## ◆ 入院診療計画書、栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労給大臣が定める栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

## ◆ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養 (I) を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時 (夕食は午後6時以降) 適温にて提供しております。

- ・ 入院時食事療養費の標準負担額 (1食につき)

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者		標準負担額 (1食当たり)	
	現役並み所得者		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
限度額適用区分「ア～エ」	一般所得者		490円	510円
	限度額適用区分「オ」 (低所得者:住民税非課税)	低所得者 II	90日目まで	230円
91日目以降			180円	190円
該当なし	低所得者 I (老年齢福祉年金受給権者)		110円	

## ◆ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担がない方についても、希望される方については明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は会計窓口にお申し出ください。

## ◆ 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に関する届出については、別掲の「施設基準一覧」をご覧ください。

## ◆ 保険外負担に関する事項

当院では特別室使用料、予防接種料、証明書・診断書等につきましては、保険診療とは別に実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

## ◆ 保険外療養費について

- ・ 初診時選定療養費

厚生労働省より、医療機関の機能分化推進のために、他の保険医療機関等からの紹介状がなく当院に直接来院された患者さんからは、初診に係る費用として税込7,700円を徴収することが義務づけられました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあってはその限りではありません。

- ・ 再診時選定療養費

当院が他の保険医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにも関わらず、引き続き当院を受診される場合、通常の保険診療の他に税込3,300円をご負担いただきます。

- ・ 180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院日数が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を実費負担していただきます。

特別料金の金額 (1日につき) 2,785円